

厚生常任委員会

平成28年5月19日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○小林 誠	中川 靖広
小村 尚己	平川 理恵	濱 眞理子
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	植村 俊彦	健康福祉部長	面卷 昭男
福祉子ども課長	中原 潤	同 課 長 補 佐	上埜 幸弘
長寿福祉課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	羽根田久枝
同 係 長	明石 将樹	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	生活環境部長	乾 善亮
国保医療課長補佐	田口 昌孝	環境対策課長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	浦野 歩美

3. 会議の書記

議会事務局長	黒崎 益範	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 小林委員、中川委員

委員長

おはようございます。

厚生常任委員会を開会したいと思います。全委員出席されておりますので。

会議に先立ちまして、最初の委員会ですので、当委員会所管の健康福祉部、生活環境部について、異動のあった係長以上の職員及び新規採用職員の紹介を部長からお願いしたいと思います。 面巻健康福祉部長。

健康福祉

（ 職員紹介 ）

部長

委員長

乾生活環境部長。

生活環境

（ 職員紹介 ）

部長

委員長

ありがとうございました。

委員会に出席される職員以外の方は退室していただいて結構なので、ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

（ 午前 9時03分 休憩 ）

（ 午前 9時04分 再開 ）

委員長

それでは、再開いたします。

本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小林委員、中川委員のお2人を指名いたします。お2人には、どうぞよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元にお配りしているとおりでございます。

初めに、1. 継続審査についてを議題といたします。環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

この委員会におきましては、平成26年度から3か年継続事業として実施をしております、衛生処理場焼却棟解体撤去工事の進捗状況について、また、今月末に開催を予定しております、いかるがの里クリーンキャンペーンにつきまして、それぞれご説明をさせていただきます。

まず、衛生処理場焼却棟解体撤去工事の進捗状況についてであります。先ほど町長のご挨拶にもありましたように、平成26年12月18日より平成28年8月5日までの567日間を工期として解体撤去を進めております衛生処理場焼却棟であります。平成27年度末までに、焼却棟本体、付属する灰固化棟、煙突の全ての解体撤去を終えております。現在は、住民の方が持ち込まれましたごみを一時的に保管するスペースの整備を進めているところで、工事といたしましては、その整備と敷地内の舗装工事を残すのみとなっております。予定どおり8月5日までは竣工できる見込みであります。

このたび、その整備を進めております、ごみの一時保管スペースを活用いたしまして、ごみ分別体験ステーションを設置することといたしましたので、その概要を資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。

当町では、現在、ごみを燃やさない、埋め立てない、いわゆるゼロ・ウェイストの実現に向けて取り組みを進めているところでありますが、

今後、ゼロ・ウェイストのまちを実現していくには、ごみの発生抑制とともに徹底した資源化が不可欠となっております。当町では、自治会等の集積場所に排出されるごみの分別数は、モデル事業の生ごみ分別を含めまして11種類10分別、公共施設などに設置しております回収ボックスでの分別を合わせますと21種類20分別となっているところではありますが、資源化処理技術の向上から、素材ごとに分別すれば資源化処理に回せる、また、原材料として有価で取り引されるものが増加している状況であります。そうしたことから、今回、ゼロ・ウェイストのまちづくりを進めていることへのPRの一環として、普段の分別よりも細かい分別を体験いただけるごみ分別体験ステーションを設置し、資源化のさらなる推進を図るとともに、持ち込まれた人にみずから分別を体験いただくことで分別排出への意識をさらに高めていただくというものであります。

今回、ごみ分別体験ステーションで行います分別は35分別でありまして、今後、分別することで資源化処理できる、あるいは原材料となるものがふえてまいりましたら、都度、増加をしてまいりたいと考えております。

どういった分別を行うのかということではありますが、資料1の裏面に、現在の分別数とごみ分別体験ステーションでの分別数を比較をしております。主なものをご紹介しますと、現在の分別数(3)の不燃ごみにつきましては、ごみ分別体験ステーションでは、アルミ製品、鉄製品、ブリキ製品、銅線、布製品、そしてその他の不燃ごみの6種類に細分化を行います。なお、アルミ製品から布製品につきましては、分別することで確実に埋め立て処分から資源化処理されることとなります。また、現在の分別数(9)のその他プラスチック類につきましては、硬質プラスチック、ペットボトルキャップ、レジ袋、その他プラスチックの4種類に細分化をいたします。これまで、硬質プラスチックやペットボトルキャップ、レジ袋といったものも資源化処理はされておりましたが、分別することにより、原材料として有価で売却することができます。このように、今回、分別というひと手間をかけていただくことで、資源と

しての有効利用、原材料として売却することによる処理費用の抑制、さらには、各ご家庭で購入いただいております有料指定袋の使用枚数が削減できることを実感いただけるような事業になればと考えているところでもあります。

また、ごみ分別体験ステーションは、本年9月1日からの利用開始を目指しております。広報紙を初め、ポスターの掲出やチラシの配布、ホームページ等への掲載など、あらゆる方法で周知をしてまいりたいと考えているところでもあります。

なお、資料1の2枚目には、A3用紙でごみ分別体験ステーションの設置計画図とイメージ図とを添付しておりますので、後ほどご確認をいただきますよう、お願いをいたします。

次に、委員の皆さまにも既に参加のご依頼をさせていただいております、いかるがの里クリーンキャンペーンについてであります。

今年度のクリーンキャンペーンにつきましては、5月29日の日曜日に開催をいたします。毎年5月30日から1週間は、環境省が定めておりますごみ減量・リサイクル推進週間、また、6月は環境月間に定められていることから、毎年、この時期に開催をしているところでもあります。

実施方法につきましては、昨年同様に、町内25か所の集合場所を設けまして、ご自宅や地域から近い集合場所でごみ袋等を受け取っていただきましてから、白石畑公民館、三井観光自動車駐車場、上宮遺跡公園、斑鳩町役場、いかるがホール、西公民館の6か所のゴール地点を目指しながら自由なルートで清掃活動をいただくこととしております。なお、清掃活動の時間は、午前7時30分から午前9時までの範囲内とし、当日午前6時30分時点で雨天の場合は中止をさせていただき、中止の場合は町ホームページやごみ分別アプリにその旨を掲載をさせていただき予定にしております。また、清掃活動にご参加いただいた方につきましては、参加記念品のほか、完熟堆肥斑鳩の環やゴーヤの苗の引き換え券を配布し、当日、役場正面駐車場で配布させていただきこととしております。

委員の皆さまにおかれましては、ご家族などお誘い合わせの上ご参加

いただきますようお願いをいたしまして、継続審査であります、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。ございませんか。 小村委員。

小村委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、この資料1の先進地分別数なんですけど、分別の数が27分別の鹿児島県大崎町なんですけど、これは8年連続資源化率全国1位なんですけど、分別数が多い徳島県の上勝町のほうは宣言自治体にとどまっているっていう形なんですけど、これ、どういうふうに理解したらいいんでしょうか。資源化率が、この34分別のほうが多いものじゃないかなとちょっと思うんですけど。

環境対策課長 委員がおっしゃるのは、分別数が34のほうのリサイクル率が高いのではないかっていうご質問なんですけども、大崎町、確かに分別数27分別で、8年連続、今のところ全国1位ということなんですけども、この要因につきましてはですね、やはり大崎町は、分別数は少ないんですけども、徹底して資源化に回しておられると。上勝町は、近くにそういったリサイクル工場がない関係もありましてですね、分別はされていますけども、最終的に埋め立て処分をされている、あるいは焼却処理されている率が高いものでですね、リサイクル率1位にはなっていないんですけども、昨年データでは、大崎町が1位、上勝町が2位というところで、大崎町はリサイクル率80%なんですけども、上勝町は78ということで、ほぼ、リサイクル率については競っているという状況なので、それでご理解をいただきたいと思います。

小村委員 そうしたら、斑鳩町も、分別が多くなるからといって資源化率がそない上がるわけでもないというか、どういう。その辺の状況はどうなんで

しょうか。

環境対策課長 当町は35分別、9月から体験をしていただきますけども、全て資源化に回せるものを分別しておりますので、現在、斑鳩町、53%の資源化率ですけども、資源化率は確実に上がるものというふう考えております。

小村委員 35分別した場合、今、53%っておっしゃいましたけど、それがどれぐらいまで上がるかっていう。どれぐらい伸びるか、わかりますか。

環境対策課長 35分別、今回初めてですね、分別するものもございまして、まだ量的には未知数でございまして。ただ、廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理基本計画をたてなければならないという決まりがございまして、一応、平成28年度、ことしの目標はリサイクル率55%、去年の53%から2ポイント上昇させるという計画で、今、進めているところであります。

委員長 平川委員。

平川委員 この35分別っていうのは、ここの体験の日に来られた方だけがその分別をするのか、持ち込まれた人がもう自分でこの35分別をするような形になるのかっていうことと、将来的に、もうこの35分別をしていくということなんでしょうか。というのは、やはり高齢化が進んでいく中で、今の現状の分別だけでもなかなか大変だっておっしゃられる方が多い中で、35分別ってなると、できる人はいいんですけども、そうじゃない方もいらっしゃるんで、どういうところを目標にされているのかっていうことと、あと、8月5日から着工されるっていうことなんですけど、この9月1日までに建屋というか、場所が竣工できる状況なのか、そのあたり、お伺いしたいんですが。

環境対策
課長

まず、35分別は、衛生処理場のほうに持ち込まれた方ですね、体験を望まれる方にさせていただこうと。実際、不燃ごみの袋に入れているものを持って来られますけども、それを分別していただくことで、その有料の指定袋がですね、必要のないということを受付で説明をさせていただいて、体験していただくというもので、強制するものではございません。

それともう1点、この35分別、将来的にはどうなるのかということなんですけども、この設置をいたしますごみ分別体験ステーションの利用状況、あるいは住民さんの声を聞いてからということになります。また、現時点では担当レベルの段階ですけども、今後ですね、住民の皆さまの中で、細かい分別にも協力してやろうという機運がですね、醸成されてまいりましたら、自治会の集積場所に35分別を出していただくんじゃなくて、定期的にですね、例えば小学校区で1か所ずつ、曜日を決めてですね、持って来ていただけるような仕組みをつくっていただければというふうに、今、担当レベルでは考えております。

そしてですね、最終的には、いつでも回収できるようなステーションが町内にいくつか設置できれば、町が目指しておりますゼロ・ウェイストのまちづくりの実現に限りなく近づくのではないかなというふうに考えておまして、今、現時点では、35分別をですね、自治会の集積場所に出していただくというふうには考えてはおりません。

それとですね、あと、8月5日に竣工いたしましてからごみ分別体験ステーションの設置ですけども、今現在、ごみの一時置き場を整備しております。その場所を活用して、コンテナなどを置いてですね、分別をしていただこうと考えていますので、それほど日数はかかりませんので、9月1日の利用開始には十分間に合うというふうに考えております。

平川委員

ありがとうございました。

分別を進めてリサイクル率を上げるという、そのことは非常にいいことだと思うんですけども、やはり高齢者の方々に配慮したような形の

ことも考えていただけますように、お願いいたします。

委員長 ほか、ございませんか。 濱委員。

濱委員 これからね、計画がどんどんと充実していくと思うんですけど、体験を希望する方にはこの場所で実際に分別をしていただくということですけども、待っているんじゃないくて、積極的にこのステーションの目的というか、そこのところをどのように住民の皆さんに広げていくかということでは、何か考えがお持ちでしょうか。

環境対策
課長 現在、当町、各自治会で環境井戸端会議というのを開催をさせていただいています。その中でですね、やはり住民さん、一番納得をいただけるのは、費用対効果です。お金の面でのこういった効果があるのかね、一番反応されますし、そういった面でご協力もいただけるので、今後ですね、この35分別によって処理費用がどうなったかというのをですね、前面に出して、住民の皆さんに協力を呼びかけていきたいというふうに考えております。

濱委員 処理費用が少なくなったというの、そういうある程度経過した後の結果でなくって、こういうことが、何ていうんですか、分別、細かい分別することがとても大事なことなんだということを広めるためにこのステーションを何か有効活用というか、そういうような住民意識のやっぱりそういうところに呼びかける、積極的なものっていうのは、いかがですか。

環境対策
課長 当然、ゼロ・ウェイストのまちづくりに向けまして、ゼロ・ウェイスト通信といった情報冊子なども定期的に配布をさせていただいています。その一環として、今回、この上勝町、今、全国で一番分別数の多い34分別より多い分別数をして、住民の皆さんに徹底した資源化をしていこうというふうに呼びかけていこうとしておりますので、そういった

面では十分、さまざまな場所で、さまざまな方法で利用をそうやって推進をしていきたいというふうに考えています。

委員長

よろしいですか。

ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2番目として、各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 平成27年度国民健康保険税の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 乾生活環境部長。

生活環境
部長

それでは、各課報告事項の(1)の平成27年度国民健康保険税の不納欠損につきまして、ご説明申しあげます。

資料2をごらんいただきたいと思います。まず、1ページ目でございますが、平成27年度の国民健康保険税の不納欠損事由別調書の表でございます。表の一番下の行でございますけれども、合計でございます。平成27年3月31日付で、地方税法の規定に基づきまして徴収することが不能なものにつきまして、合計で、件数、これ、実人数でございますけれども、139人、金額で1,222万8,837円の不納欠損を行っております。

その内容の事由別でございますが、地方税法第15条の7第4項、一番上の行でございますけれども、滞納処分の停止が3年間継続し、納付義務が消滅するものでございます。具体的には、滞納処分することができない財産がないとき、滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、また、滞納者の所在及び滞納処分することができない財産がともに不明であるとき、滞納処分の執行を停止するこ

とができて、その後3年間状況が変わらない場合は、納付義務が消滅をいたします。この事由により不納欠損処分を行ったものは、実人数で46人、金額で479万7,588円でございます。

次に、2行目の地方税法第15条の7第5項に該当する不納欠損処分を行ったものは、平成27年度はございません。

次に、3行目でございますが、地方税法第18条第1項でございます。これは消滅時効に係るもので、5年の時効により徴収権が消滅したものでございます。具体的には、滞納処分可能な財産がない等の事由で執行停止をいたしました。執行停止が3年継続するよりも早く消滅時効が成立したなどにより不納欠損処分を行ったものでございます。実人数が93人で、金額が743万1,249円でございます。

次に、資料の1枚目の裏面をごらんいただきたいと思います。この表につきましては、平成27年度の不納欠損の年度別の件数と不納欠損額をあらわしたものでございます。表の一番下の欄に、件数と、複数年度にまたがっているという方がいることから実人数を掲載をさせていただいているところでございます。

次に、資料の2枚目でございます。この表につきましては、不納欠損の状況につきまして、平成22年度からの推移をあらわしたものでございます。平成27年度の不納欠損処分額を平成26年度と比較いたしますと、件数で24件、金額で629万4,625円の減となっております。

ご存じのように、社会保険の加入者につきましては一定した所得を安定的に得ておられるのに対しまして、国民健康保険の加入者は低所得者の方やあるいは無職者など所得が不安定な方が多いという構造的な問題がございます。そうしたことから、保険税の収納率の低下であるとか、あるいは滞納の原因の1つとなっております。しかしながら、単に5年の時効が到来したからということで不納欠損するということは、税負担の公平性の観点から問題がありますことから、滞納整理につきましては、被保険者と接触する機会をより多く確保して、納付相談や納付指導を密にすることが重要でございます。地方税法や国税徴

収法などの法令に基づいた処理も合わせまして、文書や電話での催告、個別徴収を現在も行っておりますけれども、今後もより頻度を多くしてまいりたいと考えております。また、国保税の滞納している人の中には、納付能力があるにもかかわらず納付しない方もございますので、何度催告しても自主的な納税がないという場合は、差し押さえ等の滞納処分も行っているところでございます。

今後も、不納欠損処分につきましては、被保険者と接触する機会をより多くして、滞納者の生活状況等の把握に努めまして、税負担の公平性が損なわれることのないように適正な対応を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上で、平成27年度の国民健康保険税の不納欠損につきましてのご報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
小林委員。

小林委員 ただいま財源確保と負担の公平性の観点から適切な滞納管理していただけていると説明がありましたけれども、ちょっと2点、質問なんですけれども、国保税の徴収率、これに特化した徴収率と、またですね、分納誓約による時効の中断されている方っておられるのかどうか、その2点について、ちょっと教えていただきたいと思います。

生活環境 収納率につきましては、今年度、最終まだ5月31日まで出納閉鎖期間がございまして、まだ保険料が入ってきている状況でございましてけれども、約95%近くまで上がるのではないかと。昨年94.0%ぐらいでしたので、収納率につきましては若干上がっておりますし、滞納の過年度につきましても、昨年16%ぐらいでしたが、それが18%、本年度、になっておりますので、徴収率自体は上がってきているという状況でございまして。

現在、今も、2点目の質問でございましてけれども、執行停止ですね、

執行停止の関係につきましては、当然、毎年3月に執行停止という形では継続してやっておると、財産がないということで、執行停止は毎年継続してやっておるという状況でございます。

分納誓約につきましても、毎回、納付者との相談、納税者と相談させていただきながら対応させていただいているところでございまして、件数につきましては、239件の分納誓約をとっているという状況でございます。

委員長 ほか、ございませんか。 濱委員。

濱委員 能力がないというか、処分する財産がないっていう方に対して支払いをするようになっていう指導をしているということですけども、今般のいろいろな社会事情からなかなか収入を得ることが難しくなってきたというか、そういう方で、例えば、自宅を保有されているけれども、実際に日々の生活に使えるお金っていうのがないというか、そういった方の、持ち家を売ってまで払えというような、極端な話ね、それを財産と見るのかというようなね、そういうところではね、ずいぶん無理があるように思うんです。それで、滞納されている方の医療を受ける、そういった権利というか、そういうところでは保険証の交付とか、その辺のところはどのような状況なんでしょうか。

生活環境
部長 滞納されている方につきましては、いろいろご相談をさせていただく中で、分納誓約っていう、先ほどのご答弁をさせていただきましたけども、その中で、当然、通常の場合、滞納がなければ1年間の保険証お渡しさせていただいているんですが、滞納のその状況によって、短期の保険証ですね、被保険者証を交付しているという状況でございまして、通年の保険証の方は簡易書留と郵送で送っているんですけども、その滞納のある方については、一応ご案内申しあげて、役場にご相談くださいということで来ていただく中で、保険証の発行につきましては、滞納があつて、納付をされたら当然1年間の保険証を渡させていただくんです

けども、全部、全額納められないということであれば、その内容によって期間を設定して、短期の保険証を発行しているという状況でございます。

それとあと、子どもさんのおられる、18歳未満の子どもさんにつきましては、これは、保険証は必ず届くようにということでございますので、これはもう3月に送っておりますので、それ以外の、18歳以上の方につきましてはそういう対応をさせていただいているということでございます。

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 その不納欠損された中にね、過去に、監査のときに、立派なお宅を持って、高級車を乗って、消滅時効っていうことがあって、そのときはたまたま資料に個人名が入っていたからね、私がわかっただけで、そのような方はこの中には一切おられませんねやろか。

生活環境部長 当然、先ほども申しあげましたけれども、そういう財産のある方、例えば預金のある方については、もう当然そういう調査をする中で滞納処分も、27年度、やっておりますので、今現在、この不納欠損した中にはないということでございます。

委員長 よろしいですか。
ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
次に、2番目として、平成27年度介護保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 西梶長寿福祉課長。

長寿福祉
課長

平成27年度介護保険料の不納欠損について、ご報告させていただきます。

お手元の資料3をごらんください。平成27年度では、平成28年の3月31日付で、介護保険法の規定に基づき徴収することができなくなった保険料について、実人数で77人分、307万8,800円を不納欠損しております。

不納欠損した理由でございますが、全て介護保険法第200条第1項の規定による消滅時効によるものとなっております。

これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生したときから、未納のお知らせ、納付の督促等を行ってまいりましたけれども、納付が得られないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損を行ったものでございます。

下の表は、今回、不納欠損いたしました平成23年度から平成25年度の年度別の納付者数と保険料をお示ししております。

次に、資料の裏面をごらんください(3)不納欠損の状況であります。平成22年度から平成27年度までの各年度の不納欠損処分を行いました納付者数と不納欠損額をお示ししております。平成27年度と前年度の26年度を比較しますと、納付者数で17人、不納欠損額で22万6,780円の減となっております。

介護保険料の不納欠損処分につきましては、保険料の納付の公平性の観点からも適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、平成27年度の介護保険料の不納欠損につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
よろしいですか。 濱委員。

濱委員

国民健康保険税、先ほどの分の支払っておられない方と、この介護保険料っていうのは、やっぱり同じ方というか、オーバーラップするんでし

ようか。

長寿福祉課長 全員が全員同じ方ってということではございません。介護保険は、当然もう65歳になられましたら1号被保険者ということで、なられましたら全員に介護保険証を送付して、賦課をさせていただいております。中には何名かは重複されるというか、方もおられますけども、全てではございません。

委員長 よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

3番目として、平成27年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 乾生活環境部長。

生活環境部長 それでは、各課報告事項の3番目でございます、平成27年度後期高齢者医療保険料の不納欠損についてのご報告でございます。

資料4をごらんいただきたいと思います。平成28年3月31日付で、高齢者の医療の確保に関する法律第160条の規定に基づきまして、平成25年度分の後期高齢者医療保険料の不納欠損を行った者は、実人数で4人、金額で17万9,700円でございます。

事由につきましては、2年の時効により徴収権が消滅したことにより不納欠損を行ったものでございます。

なお、2番目の不納欠損の状況として、平成22年度分からの不納欠損の件数と金額の状況を記載をいたしております。

今後も、後期高齢者医療保険料の不納欠損につきましては、国民健康保険税と同様、被保険者と接触する機会を多く設けまして、生活状況の把握に努めまして、負担の公平性が損なわれないように適正な処分、対応を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いを申

しあげます。

以上で、（３）の平成２７年度後期高齢者医療保険料の不納欠損につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
よろしいですか。

（ な し ）

委員長 それでは次に、（４）平成２８年度臨時福祉給付金及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金について、理事者の報告を求めます。 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項（４）平成２８年度臨時福祉給付金及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金につきまして、ご報告申しあげます。

資料５のほうを、よろしくお願ひしたいと思ひます。資料５、平成２８年度臨時福祉給付金及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金についてをもとに、両給付金の概要と今後のスケジュール（予定）につきましてご説明をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず最初に、平成２８年度臨時福祉給付金の概要でございます。給付金の趣旨は、昨年度までの臨時福祉給付金と同様で、消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置とされたものでございます。基準日は、平成２８年１月１日でございます。支給対象者は、基準日に住民基本台帳に記録されている方で、平成２８年度の市町村民税（均等割）が課税されていない方。ただし、市町村民税が課税されている方の扶養親族は除かれます。また、今までの臨時福祉給付金と同様で、生活保護の被保護者等については支給対象となっておりません。支給額につきましては、支給対象者１人につきまし

て3,000円となっております。申請期間は、受付開始日から3か月としているところでございます。対象者の見込数につきましては、約4,700人と見込んでいるところでございます。

次に、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の概要についてでございます。

給付金の趣旨は、消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、平成29年度から実施される年金生活者支援給付金を前倒しする位置づけとして実施するとされたものでございます。基準日は、平成28年1月1日でございます。支給対象者は、平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方とされております。支給対象とならない方につきましては、ことし4月より申請受け付けを実施しております、年金生活者等支給臨時福祉給付金の支給対象者とされております。次に、支給額でございます。支給額につきましては、支給対象者1人につきまして3万円となっております。申請期間は、受付開始日から3か月としているところでございます。対象者の見込数につきましては、約400人と見込んでいるところでございます。

次に、今後のスケジュールの予定でございます。

まず、両給付金とも、8月下旬に対象と思われる方に申請書等、案内を送付させていただきまして、9月より受け付けを開始する予定で、現在、電算システムの関係や税務部局との協議等、その準備を進めております。住民の皆さまへの周知につきましては、8月に制度概要や申請手続き等を広報や町ホームページで周知・お知らせを行っていきたいと考えております。そして、9月より申請を受け付け、10月中旬より給付金の支給を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、平成28年度臨時福祉給付金及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、ほかに理事者のほうから報告しておくことはございませんか。 中尾住民課長。

住民課長 それでは、住民課のほうより、証明書等のコンビニ交付サービスの開始について、ご報告申しあげます。

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアの店舗内に設置されているマルチコピー機から、住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍証明などの各種証明書の交付を受けることができる、証明書等コンビニ交付サービスにつきまして、平成27年12月9日の厚生常任委員会におきまして、平成29年7月までに開始の予定としてご報告させていただきましたが、現在、平成29年2月にサービスを開始できるよう準備を進めておりますので、ご報告させていただきます。

なお、住民の皆さまには、6月1日発行の6月号町広報紙におきまして周知を行う予定でございます。

以上、証明書等のコンビニ交付サービス開始についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けいたします。
ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ほかに報告しておくことはございませんか。
中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 福祉子ども課から1点、ご報告申し上げることがございます。福祉子ども課所管の夏の行事の日程でございます。

例年、夏に実施しております福祉子ども課所管の一日里親会、心身障害者（児）ふれあいの集い、身体障害者ふれあいの集いの今年度の日程等について、現時点での予定を申し上げます。

まず、一日里親会でございますが、7月27日水曜日を予定しております。行き先といたしましては、兵庫県の神戸方面を予定しております。

次に、1泊2日の心身障害者（児）ふれあいの集いにつきましては、8月7日の日曜日から8日の月曜日を予定しております。行き先といたしましては、伊勢志摩方面を予定しております。

また、身体障害者ふれあいの集い、こちらのほうは日帰りの分でございますけれども、8月25日木曜日を予定しております。行き先につきましては、滋賀県の琵琶湖方面を予定しております。

昨年度同様、町議会より各事業にそれぞれ1名のご代表をもってご協力いただきたいと考えておりますので、議長及び委員長にはご配慮賜りますようお願い申し上げます。

以上、福祉子ども課からの報告でございます。よろしくようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 なければ、報告が全て終わったということで、次にいきたいと思いません。

3番目として、その他に移りたいと思っておりますので、委員皆さんから何

かございましたら、ご意見、質疑あればお受けいたします。 濱委員。

濱委員 介護保険の総合事業とのね、申請者の方を振り分けるというか、判定をするっていうチェックリストを広域で用意するというふうに聞いていますけども、どのような進捗状況ですか。もう既にできあがっているのでしょうか。

委員長 西梶長寿福祉課長。

長寿福祉課長 総合事業につきましては、来年4月から移行するというので、今、西和7町と、サービスですね、同じサービスでやはり不公平感があってはいけませんので、基本的なサービス等についても話し合いをしております。基本チェックリストにつきましても、総合事業に変わりますことから、今現在やっている内容等も多少変わってくることもありますので、今、協議中ということでございます。

委員長 よろしいですか。
ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についても、これをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、閉会に当たり、副町長の挨拶をお受けいたします。
池田副町長。

副町長

(副町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

(午前9時52分 閉会)